

厚生労働大臣の定める掲示事項

(令和7年1月1日現在)

●入院基本料について

当院では「一般病棟入院基本料(急性期一般入院料I)」の届出を行っております。
各病棟の時間帯ごとの配置は別記のとおりです。

●DPC対象病院について

当院は入院医療費の算定にあたり、包括評価と出来高評価を組み合わせる「DPC 対象病院」です。
※当院は、医療機関別係数 1.5717(基礎係数 1.0451+機能評価係数I 0.3844+機能評価係数II 0.1167+救急補正係数0.0255)であり、DPC 標準病院群に分類されています。

●入院診療計画、院内感染防止対策、医療安全管理体制、褥瘡対策、栄養管理体制、意思決定支援及び身体的拘束について

当院では、入院の際に医師をはじめとする関係職員が共同して、患者さんに関する診療計画を策定し、7日以内に文書によりお渡ししております。また厚生労働大臣が定める院内感染防止対策、医療安全管理体制、褥瘡対策、栄養管理体制、意思決定支援及び身体的拘束についての基準を満たしております。

●入院時食事療養費について

当院は、入院時食事療養(I)の届出を行っており、管理栄養士によって管理された食事を適時(夕食については午後6時以降)、適温で提供しています。
患者様の選択により特別メニューをお選びいただいた場合は、当院が定める保険外費用として、1食につき20円をご負担いただきます。

●基本診療料・特掲診療料の施設基準等に係る届出について

当院の施設基準、特掲診療料に関する届出については、別掲の「病院概要・沿革」をご参照ください。

●保険外負担に関する事項

当医療センターでは特別療養環境室、予防摂取量、証明書・診断書等につきましては、その利用回数、使用量等に応じた実費のご負担をお願いしています。別掲の料金表をご参照ください。

●保険外併用療養費について

・紹介のない初診に係る費用

他の保険医療機関等からの紹介によらず、当医療センターに直接来院された患者さんについては、保険で定められた初診料に加え、初診に係る費用として7,700円をいただきます。ただし、救急車で来院された方は、この限りではありません。

・紹介後の再診に係る費用

他の病院又は診療所に対し文書による紹介を行う旨の申出を行ったにもかかわらず、当医療センターに来院された患者さんについては、保険で定められた再診料に加え、再診に係る費用として3,300円をいただきます。ただし、救急車で来院された方は、この限りではありません。

・入院期間が180日を超える入院に関する費用

医療機関への通算入院期間が180日を越える入院(厚生労働省の定める状態の患者を除く)については、保険外負担として1日につき 2,720円いただきます。

・間歇スキャン式持続血糖測定器の使用(算定告示に掲げる療養としての使用を除く。)

間歇スキャン式持続血糖測定器を診療報酬上対象とならない患者さんが使用する場合、当院では選定療養の費用として、通常の診療費とは別に1個当たり6,250円いただきます。

※その他「療養の給付と直接関係ないサービス等」に係る費用については、保険外費用として患者様の自己負担となります。

